

学都松本のこれからの100年をみんなで考えるため

これまでの100年を振りかえりましょう

「ぼくらは開智国民学校一年生」

～戦時下の奉安殿と教育勅語～



紙芝居とおはなし：生涯学習実践者
手塚 英男さん

申込不要・参加無料

平成30年11月24日(土)

あがたの森文化会館

本館1-5教室

午後1時30分～3時

※講義終了後、希望者のみ意見交換会
(講座の感想や、教育に関する思い)を開催
します。(終了4時30分予定)お気軽に
ご参加ください。

紙芝居は戦争を地域で支えた総動員体制下の、学校・子ども・家族の「日常の戦争体験」を伝えます。

「教育」「学び」の大切なことをみんなで考えましょう。



※会場駐車場に限りがございます。公共交通機関のご利用などご理解ご協力をお願いします。

も く じ

	ページ
紙芝居『ぼくらは開智国民学校一年生』表紙 2012年8月発行	1
紙芝居「はじめに」	2
紙芝居 ミニ全画面（表紙～28頁）	3
写真 開智国民学校の奉安殿と御真影	5
教育勅語 本文	6
明治憲法（1889・2詔）と教育勅語（1890・10詔） ニュースレター『平和の種』78号（2018・11・11号）から転載 「新任の文相 勅語を ほめたたえ」（手塚英男）	7
国民学校「修身」 — 教育勅語はどう教えられたか	11
勅語奉読の風景 — 国民学校の儀式	16
1931年満州事変 1937年 日中戦争 1941年太平洋戦争 国体明徴運動（1935）と国家総動員法（総力戦体制 1938） — 教育勅語のより一層の神格化（→神懸かり）・絶対化	17
尋常小学校から国民学校へ（1941年4月） 皇国民として児童の基礎的錬成をなす 開智国民学校児童の生活指導に関する実践的研究 [奉安殿は学校で一番神聖な場所 最敬礼を]	18
金釧（ばたん）の供出	19
手塚佳子日記（1945年4月～6月 開智国民学校5年）と開智国民学校日誌 大詔奉戴日 大本営発表 空襲警報 天長節（少年志願兵） 防空壕掘り 英霊出迎え（弔迎）	20
御真影の疎開 そして8月15日 甲府空襲 御真影・教育勅語の疎開 玉音放送	23
新憲法（46・11・3） 教育基本法（47・3・31） 教育勅語の排除・失効（47・6） 国民学校廃止（47・3・31） 新制中学・高校発足（47・4・1） 教育委員会法（48・7・15） 教育基本法前文 教育勅語排除・失効決議	25

ぼくらは開智国民学校一年生

文・語り 手塚英男 絵 犬飼明美



これは、みなさんが生まれるずっとずっとむかし
みなさんのお父さんやお母さんが生まれるもっともっとむかし
じいちゃんやばあちゃんがまだ子どもだったころ、松本の開智小学校にほんとうに
あったお話です。

このものがたりは、二〇一二年三月、わが母校である松本市の重要文化財旧開智学校で開かれた「講座 戦争と子ども——われら開智国民学校一年生」での語りを、紙芝居にまとめ直したものです。

一二年八月～九月、同館にて「戦時下の子どもたち——開智国民学校の資料を中心に」の特別展が行なわれました。その関連事業として開催された「お話しとコンサート」の集いで初上演されました。

主人公の「ぼく」は、アジア太平洋戦争末期の昭和二〇年（一九四五年）四月、開智国民学校一年に入学しました。それから八月一五日敗戦の日まで、実際に開智であつたこと、「ぼく」が体験したことを日記風に綴つたのが、この紙芝居です。

あの時代、この信州・松本にも戦争があり、開智国民学校の子どもたちもそれぞれの戦争体験を重ねてきました。紙芝居は、当時のことばで、その時の子どもの思いで、ありのままに開智の「戦争と子ども」を再現しています。

苛酷な戦争体験とはいえませんが、戦争遂行の「国家総動員」体制のもとで、地域や学校や家庭のすみずみにまで、そして大人や子どものこころの奥深くまで、戦争が支配の網の目を広げていたことが分かります。

ものがたりをまとめるに当たり、わたし自身のそして同級生たちの体験・記憶のほかに、次の資料を参考にしました。

①『史料 開智学校』（第三巻〈学校日誌3〉大正一二年度～昭和二二年度）のなかの

昭和一六年四月～二一年三月の学校日誌

②手塚佳子日記帳（当時開智国民学校五年生。昭和二〇年四月～六月までの日記）

③『高樓4号』開智国民学校昭和二〇年四月入学三組クラス会文集

二〇〇一年六月刊 特集「そのとき、わたしは——昭和二〇年八月一五日」

④『国民学校物語——焼却をのがれた学校文書から』（戸田金一 文芸社 一二年五月刊）

⑤『松本市史 第二巻歴史編Ⅲ 近代』（一九九五年九月 松本市編・刊）

この紙芝居が、おおぜいの松本市民の方がた、とりわけ子どもたちや戦争を体験したことのない若い世代のみなさんにご覧いただけたらと願います。

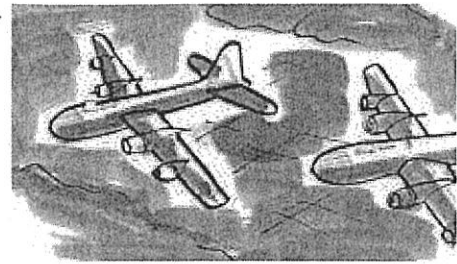
「ぼくらは開智国民学校一年生」

紙芝居画面紹介

1



2



3



4



5



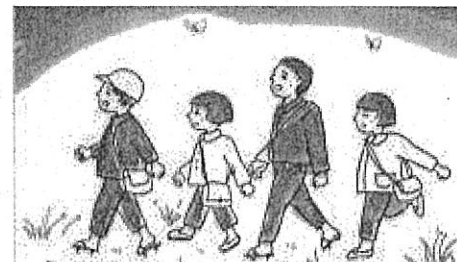
6



7



8



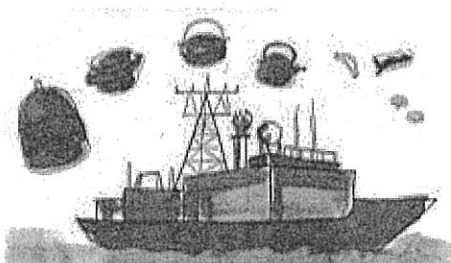
9



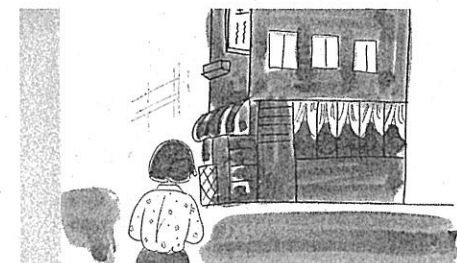
10



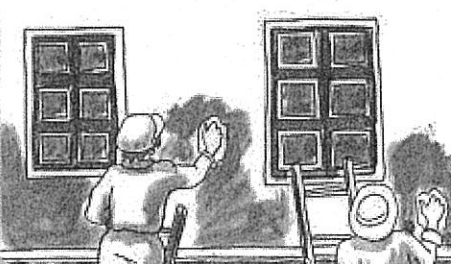
11



12



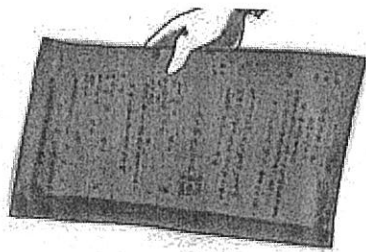
13



14



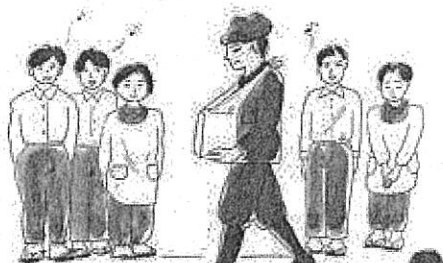
15



16



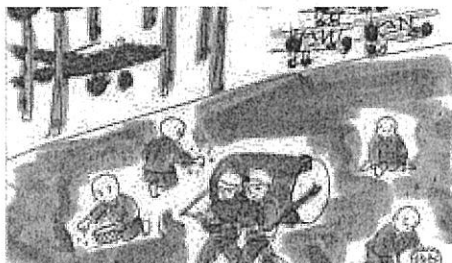
17



18



19



20



21



22



23



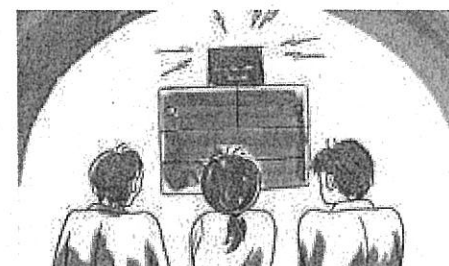
24



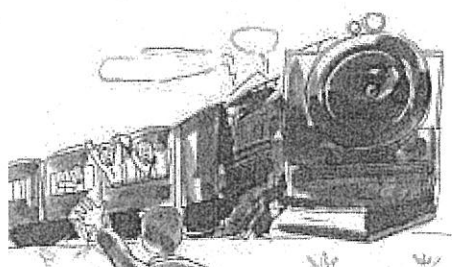
25



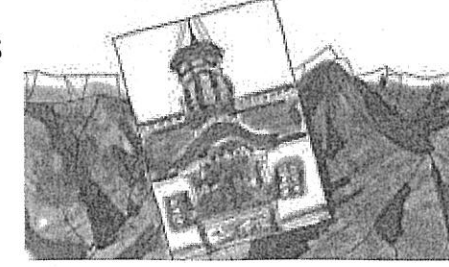
26



27



28





奉安殿（昭和8年）

御真影と勅語謄本を安置するための奉安殿は、石壇に銅瓦葺の神殿造。
 厳重な警備が義務づけられていた。



学校に交付された「御真影」——昭和天皇と皇后

出典：佐藤秀夫編『続・現代史資料 8 教育 御真影と教育勅語 I』みすず書房、1994 年。

朕^{チカ}惟^{タモ}フニ我^ワカ皇^{スミ}祖^ソ皇^{スミ}宗^ソ國^{クニ}ヲ肇^{ハジメ}ムルコト宏^{ヒロシ}遠^{トホシ}ニ
德^{チカ}ヲ樹^{タテ}ツルコト深^{フカシ}厚^{コホシ}ナリ我^ワカ臣^{シン}民^{ミン}克^キク忠^{チュウ}ニ克^キ
ク孝^{コウ}ニ億^{イコク}兆^{シヨウ}心^{シン}ヲ一^{イツ}ニシテ世^ヨ々^ゾ厥^{ソノ}ノ美^ミヲ濟^{ササ}セ
ルハ此^{コノ}レ我^ワカ國^{クニ}體^{タイ}ノ精^{セイ}華^カニシテ教^{キョウ}育^{イク}ノ淵^{エン}源^{ゲン}亦^{モト}實^{ジツ}
ニ此^{コノ}ニ存^{ゾン}ス爾^ニ臣^{シン}民^{ミン}父^フ母^ボニ孝^{コウ}ニ兄^{ケイ}弟^{テイ}ニ友^{ユウ}ニ夫^フ婦^フ
相^{アイ}和^ワシ朋^{ヘイ}友^{ユウ}相^{アイ}信^{シン}シ恭^{キョウ}儉^{ケン}己^{ミコ}レヲ持^テシ博^{ハク}愛^{アイ}衆^{シュウ}ニ及^キ
ホシ學^{ガク}ヲ修^{シユ}メ業^{ゲツ}ヲ習^{ナリ}ヒ以^{モツ}テ智^チ能^{ネイ}ヲ啓^キ發^{ハツ}シ德^{トク}器^キ
ヲ成^{セイ}就^{ジュ}シ進^{シン}テ公^{コウ}益^{エキ}ヲ廣^{ヒロ}メ世^ヨ務^ムヲ開^{ヒラ}キ常^{ジョウ}ニ國^{クニ}憲^{ケン}
ヲ重^{モツ}シ國^{クニ}法^{ハフ}ニ遵^{ソム}ヒ一旦^{イツタン}緩^{ユル}急^{キウ}アレハ義^ギ勇^{ユウ}公^{コウ}ニ奉^{ホウ}

シ以^{モツ}テ天^{テン}壤^{リョウ}無^ム窮^{キョウ}ノ皇^{スミ}運^{ウン}ヲ扶^ホ翼^{エツ}スヘシ是^{コノ}ノ如^{コト}キ
ハ獨^{ドク}リ朕^{チカ}カ忠^{チュウ}良^{リョウ}ノ臣^{シン}民^{ミン}タルノミナラス又^{マタ}以^{モツ}テ
爾^ニ祖^ソ先^{セン}ノ遺^ヰ風^{フウ}ヲ顯^{ケン}彰^{ショウ}スルニ足^タラン

斯^{コノ}ノ道^{ミチ}ハ實^{ジツ}ニ我^ワカ皇^{スミ}祖^ソ皇^{スミ}宗^ソノ遺^ヰ訓^{クン}ニシテ子^シ孫^{ソン}
臣^{シン}民^{ミン}ノ俱^{トモ}ニ遵^{ソム}守^{シュ}スヘキ所^{コロ}之^ヲ古^コ今^{キン}ニ通^{ツウ}シテ謬^{ミョウ}
ラス之^ヲ中^{チュウ}外^{ガイ}ニ施^セシテ悖^{ハイ}ラス朕^{チカ}爾^ニ臣^{シン}民^{ミン}ト俱^{トモ}ニ
拳^{ケン}々^ゾ服^{フク}膺^{ヨウ}シテ咸^{カン}其^{ソノ}德^{トク}ヲ一^{イツ}ニセンコトヲ庶^{シテ}幾^キフ

明治二十三年十月三十日

御^{ギョ}名^{メイ} 御^{ギョ}璽^シ

新任の文相 勅語を ほめたたえ

教育勅語から「道德教科」新設へ

手塚 英男 (松本市在住 生涯学習実践者)

先日、戦時中の国民学校で用いられた『初等科修身 四』(昭和18年1月発行の国定教科書)を見ていたら、こんな文句に出くわし、背筋が寒くなりました。

「いったん国に事ある場合には、勇気をふるひおこして命をささげ、
君国^{くんこく}¹のためにつくさなければなりません」

「修身^{しゅうしん}」は、大東亜共栄圏^{だいたうあきょうえいけん}²を教える「地理」、神話以来の万世一系^{ばんせいいつけい}³を教える「歴史」と並んで、国民学校の教育の中心科目でした。

4年生になると、この教科書が生徒たちに渡されます。表紙を開くと、まず、「教育勅語^{きょういくご}」が掲げられています。

呪文^{じゅもん}を唱えているようでわけの分からないこの勅語、生徒は懸命に暗記しなければなりません。暗誦できなければ、できるまで廊下に立たされます。



続く第一章「大御心^{おおみこころ}の奉體^{ほうたい}」で、子どもにとっては(大人にとっても)難解すぎる勅語が、やさしく解説されます。

大御心^{おおみこころ}とは「天皇のおこころ」のこと、奉體^{ほうたい}(体)とは「うけたまわってよく心にとめ、また、実行すること」(広辞苑)です。

国民学校4年生の生徒たちよ、教育勅語でお述べになられた天皇陛下のありがたいおこころをうけたまわって、しっかり心にとめ、実行しなさい、というわけです。

「一旦緩急アレハ武勇公ニ奉シ以テ天譲無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」、つまり「勇

¹ 君国(くんこく): 天皇の治める国

² 大東亜共栄圏(だいたうあきょうえいけん): 日本を盟主とする東アジアの広域ブロック化の構想とそれに含まれる地域

³ 万世一系(ばんせいいつけい): 永久に一つの系統が続くこと。多くは皇室・皇統(天皇の血筋)についていう。

気をふるいおこして命をささげ、君国^{くんこく}のためにつくしなさい」と説かれるのです。

教育勅語が發布されたのは、1890(明治 23)年 10 月 30 日。

前年の 1889 年 2 月 11 日、紀元節^{きげんせつ}の日を選んで大日本帝国憲法發布、翌 1890 年 7 月第 1 回衆議院総選挙(選挙権はカネと資産のある男子のみ)、11 月第 1 回帝国議会召集という慌ただしい政治日程の中での教育勅語發布です。

大日本帝国憲法は、天皇が定めて臣民^{しんみん}(市民ではありません。国民は天皇の臣下、家来でした。)に与えた「欽定^{きんてい}憲法」です。

よく知られるように

「第 1 章 天皇 第 1 条 大日本帝国ハ万世^{ばんせい}一系ノ天皇之ヲ統治ス^{これ}」

「第 3 条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス^{べからず}」

「第 4 条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬^{とうちけん そうらん}シ・・・」

「第 11 条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥^{とうすい}ス」

というように、万世一系の天皇の絶対権力を規定したものです。

驚かされるのは、憲法前文に当る「告文」と「憲法發布勅語」です。ほとんどの人は、こんなもの読んだことありませんよね。

「告文」はいきなり「皇朕^{すめらわ}レ皇祖皇宗ノ神靈ニ詔^{こうそうそう しんれい}ケ曰ク・・・」で始まります。「發布勅語」の冒頭は、「朕^{ちん}国家ノ隆昌^{りゅうしょう}ト臣民ノ慶福^{けいふく}トヲ以テ中心ノ欣榮^{きんえい}トシ朕カ祖宗^{がそう}ニ承クルノ大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス・・・」です。

こんな難文、当時の臣民は理解できたのでしょうか。わけが分からなかったから、有難かったのかもしれませんが。たった 20 年ほど前、京都御所の御簾の内から登場した天皇を、「神聖ニシテ侵スヘカラス」の存在にするためには、憲法はこのくらい難解でなければなりません。

よくよく読むと、この憲法の告文と發布勅語は「朕^{ちん}惟^{おも}フニ我カ皇祖・皇宗^{がこうそ}国ヲ肇ムルコト高遠ニ・・・」の教育勅語とそっくりなのです。万世一系の天皇の絶対権力を子どもに植え付けるために、憲法發布の翌年に、教育勅語がつくられた理由です。

教育勅語を起草したのは、明治天皇側近の儒学者(水戸学)の元田永孚といわれていますが、これまた実に難解な呪術的文章ですね。だからこそ、子どもたちは

⁴ 紀元節(きげんせつ): 日本書紀の伝える神武天皇即位の日に基づいて制定された祝日で、2 月 11 日。昭和 23 年(1948)廃止されたが、昭和 41 年(1966)から「建国記念の日」として復活し、国民の祝日となった。

マインドコントロールされたのかもしれませんが。

とにかくワープロにない漢字ばかりで探すのに一苦労です。「朕汝臣民ト俱ニ^{ちんなんじしんみんととも}拳々服膺^{けんけんふくよう}シテ…」の「拳々服膺」なんて意味分かります？「膺」は「胸」の意だそうです。両の拳・服・胸から推測してください。（「拳々」というのは両手で捧げ持つこと。また「服膺」の方はぴったり胸につけること。つまり、「拳々服膺」とは、人の教えや言葉などを、常に心に銘記して、忘れないこと。）

さて起草に当り儒学者の元田永孚が特に強調したのは、次のような点です。

だいたい古今東西、絶対君主など永遠の存在ではありえません。ギロチンで首をはねられた皇帝もいれば、よその国の王様に乗っ取られてしまう国王もいます。爆弾を投げ付けられそうな事態だってあります。天皇は国家という機関の名誉会長のようなものだという説も唱えられかねません。上からの権力や強制力だけでは、絶対権力は維持できません。

そこで教育勅語に元田永孚が加味したことは、天皇を神様＝現人神^{あらひとがみ}（生きている神様）に祭り上げること、そして国民に尊い道徳を説いて聞かせる慈父^{じふ}に仕立て上げることです。

「汝^{なんじ}臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ…」と12の徳目を説いて聞かせ、こんなありがたい徳を説いて下さる天皇をいただく国に「一旦緩急アレハ武勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」（もし戦争になったら武器を持って勇敢に戦い、天皇のために戦死しなさい）と命じるのです。

冒頭にあげた国民学校初等科修身は、ずばり生徒たちに「いったん国に事ある場合には、勇気をふるひおこして命をささげ、君国のためにつくさなければなりません」と教えたのです。国民学校の校長や教師は、そう教えて満蒙開拓青少年義勇軍や少年志願兵を送り出したのですね。

教育勅語は、「現人神」の天皇・皇后の写真「御真影^{ごしんえい}」とともに全国の学校に下賜・下付され、神様のように奉安殿という神殿に祭られました。学校行事の際には御真影を教壇に飾り、礼服・白手袋の校長が全校生徒の前で恭しく奉読しました。奉安殿は学校でいちばん神聖な



松本開智 校舎前庭の奉安殿
（『資料 開智学校』より）

場所とされ、登下校の際には生徒は奉安殿に最敬礼をすることが義務付けられました。

大日本帝国憲法と教育勅語は、その後の日清・日露戦争、そして 1945 年まで引き続く侵略戦争の基盤になったのです。

教育勅語は、戦後の新憲法と教育基本法が制定されると、1948 年の 6 月衆参両院で排除・失効の決議がされ、御真影とともに学校教育の場から消え去りました。

ところが「教育勅語は、いいことが書いてある」という意見は、ずうっとくすぶり続けてきました。大日本帝国を夢見る政治家や団体のなかから、教育勅語復活の主張が繰り返されてきました。彼らは、さすがに「天皇のために命をささげなさい」とはいえませんが。

「一旦緩急アレハ…」の箇所をこう「現代語訳」しています。

「非常事態の発生の場合は、真心を捧げて国の平和と安全に奉仕しなければなりません。」(重要文化財の開智国民学校の売店で販売していた教育勅語複製貼付の解説書。国民道徳協会の訳に類似。信濃毎日新聞 17.5.19)

先頃の内閣改造(在庫一掃内閣といわれる)で、安倍チルドレンの一員として 52 歳の若さで任命された芝山昌彦文部科学相は、就任の記者会見で「(教育勅語は)道徳などに使うことができる分野は十分にある」(18.10.4 各紙)と発言しました。

文科省は、これまで一般の授業のなかで行なわれてきた道徳教育を独立した教科に格上げし、小学校では 18 年 4 月からすでに実施、中学校では 19 年 4 月から実施されます。

時あたかも 9 条改憲に踏み出した安倍政治。道徳の授業のなかで取り上げられる「愛国心」。教育勅語はどう形を変えて復活するのでしょうか。

※ 1945 年 4 月～8 月 戦時下の開智国民学校の奉安殿を 5 枚のパネルに再製しました。お貸しできます。ご利用ください。

ご案内 11 月 24 日(土)13:30～15:0

あがたの森文化会館 1-5

「ぼくらは開智国民学校一年生～戦時下の奉安殿と教育勅語～」紙芝居とおはなし:手塚英男さん
参加費:無料 主催:学都松本推進協議会



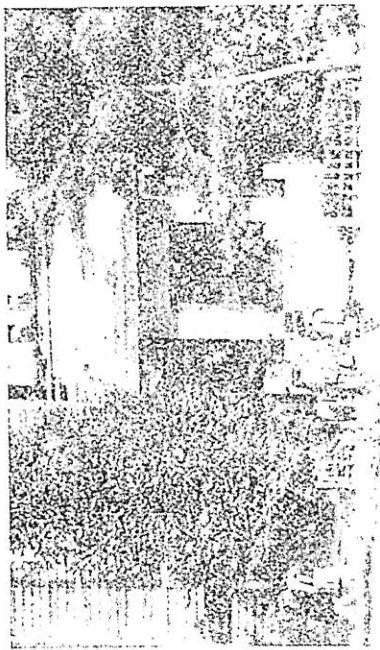
初等科修身

文部省

四

十	岩谷九十老 ^{いすはくくじゅうらう}	五十七
十一	松阪の一夜.....	六十四
十二	納税.....	七十一
十三	タバオ開拓 ^{かいたく} の父.....	七十四
十四	大嘗祭 ^{おほしめまつり} の御儀.....	八十二
十五	高田屋嘉兵衛 ^{かへゑ}	八十八
十六	日本刀.....	九十六
十七	鐵眼 ^{てつがん} の一切經 ^{いっさいきやう}	百 一
十八	帝國憲法.....	百 七
十九	戰勝祝賀 ^{しゅうが} の日.....	百十一
二十	新しい世界.....	百十八

一 大御心の奉體



明治二十三年十月三十日、明治天皇は、皇國臣民の守らなければならない道の大本をおしめしになるため、教育に關する勅語^{ちくご}をたまはりました。

勅語のはじめには、

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ
肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツ

ルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆ニ
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ
精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
と仰せられてあります。

ここにはわが皇室の御祖先のかたがたが國をおはじ
めになるにあたって皇祖の神勅を奉體され規模まことに
に廣大でいつまでも動かないやうになされたこと更に
御徳をお積みになり臣民をおいづくしみになつたこと
をおのべになつてゐます。また皇國の臣民も忠と孝と
の大道を守りすべてのものが心をあはせて御代御代の
天皇におつかへ申しあげて來たことをおしめしになつ
てゐます。

かうしてまづわが國がらのうるはしいところを明ら
かにし教育のもとづかなければならない點をおさとし
あそばされたのであります。

勅語には次に

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信
シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習
ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急ア

レハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘ
シ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス
又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

とのたまはせられました。

私たち臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹^い仲よく暮
し、夫婦たがひにむつまじくしなければなりません。友
だちには信義を以てまじはり、つねに自分をひきしめて
氣ままでなく、しかもひろく世間の人になさけをかける
ことが大切であります。また、學問ををさめ業務を習つ
て、知識^{ちしき}才能を進め、徳あるりつばな人となり、進んで公共

のためをはかり、世間に役だつ仕事をしなければなりま
せん。つねに國の定めを重んじて、法令をよく守ることが
大切であります。いつたん國に事ある場合には、勇氣
をふるひおこして、命をささげ、君國^{きんこく}のためにつくさなけ
ればなりません。このやうにして、あまつひつぎの大み
わざをお助け申しあげるのが、私たち臣民のつとめであ
るとの仰せであります。

しかも、かやうな行ひをなしとげることが、天皇陛下の
忠良な臣民であるばかりでなく、私たちの先祖がのこし
た美風をあらはすものであるとの、ありがたいおことば

であるのであります。

勅語には最後に、

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

とおひひ聞かせになつてをります。

右にしめされた皇國の道は明治天皇が改めておきめ
になつたものではなく、實に皇祖皇宗のおのこしになつ
たみをしへであつて、皇祖皇宗の御子孫も臣民もともに
守らなければならない道としておしめしになつたので
あります。更にこの道は昔も今も變りなく、國の内外を
問はずどこにでも行はれるものであることをおさとし
になつてをります。

天皇は御みづから臣民といつしよにこの道をお守り
になり、御實行になつて、みなその徳を一つにしようとの
仰せであります。まことにおそれ多いきはみと申さな
ければなりません。

私たちは日夜この勅語を奉體して、大御心にそひたて
まつるやうにつとめなければなりません。

教育勅語奉読の風景 ― 国民学校の儀式

『一年生のとき戦争が始まった われら国民学校奮戦記』

(信州 智里東<現 阿智村>国民学校 昭和21年度卒同級会誌

絵・写真 熊谷元一 農文協発行 2005・3・31)より

田中崇夫の手記「奉安殿と勅語奉読」

「奉安殿といえば国民学校、国民学校といえば奉安殿、それは私の場合、天皇陛下と、戦争につながってしまいます。

奉安殿は、校庭の東の隅・・・石垣で四方を囲み、まわりにはサクがありました。白壁の土蔵作りの建物で、そのまわりにはひのき、松、などが植えてありました。まわりの建物はみすばらしいのに比べて、緑の中で、その白壁の白さがひときわ引き立って見え、侵してはならない荘厳な雰囲気、を漂わせていました。

ぶ厚い扉には、大きな黒い錠前がついていて、その錠前は年に何回かの式典以外は、堅く閉ざされていました。

奉安殿には、天皇陛下と皇后陛下の御真影と教育勅語などが納められていました。

・・・ 奉安殿にまつわる式典には、記憶にあるものでは「拝賀式」(元旦)「紀元節」(2月11日 神武天皇即位の日)「天長節」(天皇誕生日4月29日)「明治節」(11月3日 明治天皇誕生日)「大詔奉戴式」(日米開戦の12月8日にちなんで毎月8日)などがありました。学校日誌によって昭和十九年の天長節の式次第を見ますと、1 整列、2 敬礼、3 御影開扉(かいひ)、4 最敬礼、5 国歌奉唱、6 勅語奉読、7 奉答歌奉唱(教育勅語に応える唱歌)、8 誨言(かいげん)、9 式歌奉唱(天長節の歌など)、10 御影閉扉(へいひ)、11 敬礼、12 退散、とあり、当時の様子が断片的によみがえってきます。・・・

式典は、体操場の教壇の上に、白い布を張り巡らし、にわか作りの祭壇を設けて行われました。・・・

勅語は、黒塗りの盆に載せられて、教頭先生が頭上高く捧げ持たれて、しずしずと入場して正装して壇上に待つ校長先生に渡されました。校長先生はそれを受け取ってテーブルの上に置き、いったん降壇します。奉読の時は、再び壇上に進み、桐の箱の紐をほどいてふたを取り、包みを取り出して机の上に置き、くるんである紫色の布を開いて勅語を取り出しました。その扱いは、真っ白な手袋と、もの音ひとつさせない、触れてはいけないものに、あえて触れさせていただくといった、丁寧このうえない扱いでした。・・・校長先生が今やっていることは、大変大切なことをしているのだと、先生の一挙一動に見入っていました。

いよいよ勅語の巻き紐をほどいて広げ、おもむろに奉読がはじまります。「チンオモウニワガコウソコウソ・・・」、来賓、先生、生徒一同は頭を深く下げて聞きました。校長先生のゆったりとして、しかも重々しい声と静粛なその場の雰囲気から、言葉の意味なんて皆目わかりませんでした、何か尊いおさとしを聞く思いで聞きました。しかし、頭を下げたままの不動の姿勢なので、やがて体も疲れるし、嫌になります。中には、足悪さや手悪さをする者もいました。私は、先生のお読みになるその勅語がぶるぶる震えているのを見ながら、今、行っていることは、大変大事なことなんだろうと想像していました。程なく最後の言葉「ギョメイギョジ」となって、みんなほっとした思いで頭を上げました。ほんの短い時間だったでしょうが、その時間のながく感じたこと。

一年に数回も勅語の奉読を聞いていると、最初や最後の言葉だけでなく、いくつかの言葉がそらんじられるようになります。「・・・此レ我が国体ノ・・・父母ニ孝ニ・・・夫婦相和シ・・・徳器ヲ成就シ・・・国憲ヲ重ンジ・・・一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ・・・以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」などであります。それは声の調子が強まる箇所であったり、「徳器ヲ」のように奇異な感じの言葉の部分のようです。

奉読が終わると校長先生は、左手を動かすだけで勅語を巻き戻し、右手で巻き紐を巻いてもと通りに納めてすべてが終わりました。」

天皇機関説と国体明徴運動（1931年9月）

1935（昭和10）年2月 美濃部達吉「天皇機関説」帝国議会で問題化
これを契機に政府（岡田啓介＜海軍＞内閣）は国体明徴声明（8月 10月）

我国における統治権の主体が、天皇にましますことは我が国体の本義にして
帝国臣民の絶対不動の信念なり・・・天皇機関説は神聖なる我国体に悖りそ
の本義を謬るの甚だしきもの・・・政府は右の信念に基づき、国体観念をま
すます明徴ならしめ、その実績を収むる為全幅の力を尽くさんことを期す
教学刷新協議会（11月18日） 国体明徴運動始まる

→奉安殿のより一層の神格化（神殿風奉安殿設置・御真影の保管徹底・奉護の統一基準）

1937（昭和12）年7月 日中戦争

10月 国民精神総動員運動（ぜいたくは敵だ 欲しがれません勝までは）

1938（昭和13）年4月 国家総動員法公布

勅令で①国民徴用令（船員・医療関係者も） — 白紙徴用 ②徴用従業者の使用・雇入・解雇・就業・賃金・給料・従事条件を定めた7つの勅令 ③労働争議・解決など賃金統制令 ④生活必需物資の生産・配給などを定めた生活必需物資統制令 ⑤金属回収令など30余の勅令

* 政府に独裁的な権限を与え、日本のすべての生産・労力・生活を戦争遂行に
総動員する法律と勅令 —— 日本（植民地朝鮮も）の全土・全資源・全国民
を長期化する戦争遂行に総動員するもの

1940（昭和15）年9月 内務省通達「部落会町内会等整備要綱」 —— 市町村行政の下請け機関として町内会・常会（隣組）が位置付けられ、地域の末端で国家総動員体制を担った ♪とんとんとんからりと隣組

10月 体制翼賛会（総裁 近衛文麿）創立 下部組織として大日本青少年団体が結成された。11月紀元二千六百年祭

1941（昭和16）年 3月1日 国民学校令公布「皇国の道に則りて初等普通教育を施し国民の基礎的錬成を為す」

4月1日これまでの尋常小学校初等科（6年）、高等科（2年）をそれぞれ国民学校初等科・高等科に改組。戦後の1947（昭和22）年3月まで6年間続く。

（47年4月6・3・3・4制に移行・新制中学設置）

1941（昭和16）年12月8日 太平洋戦争開戦

奉安殿に天皇の発した「米国及英国に対する宣戦の詔書」(写)をおさめ、以後毎月8日、戦勝を祈念して「大詔奉戴日」の記念式を行なう(45年8月8日まで)

1942(昭17)年2月20日

陸海軍二飛行機ヲ献納スルニツキ家庭通知 (前掲『史料開智学校』16巻)

(今回の大東亜戦争を機とし全国連合国民学校教員会は陸海軍飛行機を献納致すことにしたので児童一人金五銭見当、全国総計65万6千円募集することになった)

就テハ右御参考ノ上応分の金員各子女ヲシテ来ル23日(月)迄ニ
学校に持参セシメラレ度此段及御願候

松本市開智国民学校長 一志茂樹

児童保護者各位

1942(昭17)12月

開智国民学校児童の生活指導に関する実践的研究 (前掲『史料開智学校』)

— 原本は謄写版印刷40数頁 一志茂樹校長のもとでの緻密な指導計画 —

○国民学校の児童の指導精神

大東亜戦争を完遂し八紘一字の大精神を宇内に宣揚し同義に基づく大東亜新秩序を建設することは我が国刻下の大理想である。・・・国民学校に於ては大東亜の中核をなす皇国民の基礎的錬成をなし、大東亜の指導者としての資質を啓培することに根本精神がある。即ち国民学校児童の生活指導に於ては左記(次の)事項を以てその根本精神とし指導の達成を図らなければならない。

(一) 教育に関する勅語の精神を奉戴して国体の本義に徹せしめ皇国民たるの資質を錬成すること

1 国体に対する信念を強め義勇奉公の精神を錬成すること

(A) 皇室崇拝

- 御真影 ・(奉安殿の)奉開奉閉の際は最敬礼を行うこと
- ・奉持を拝したる時は直ちに其の場に停止して最敬礼をなし、目迎目送のこと
- ・崇敬の真を尽さしめること

○勅語
勅旨 ・勅語・詔書の奉読の際は敬虔なる態度を持せしめること

- ・勅語・詔書の謹写・謹解をなさしむ
- ・御勅旨に添い奉らんことを期せしむ

○奉安殿 ・学校中もっとも神聖なる地域なるを以て教育の中心を此処に置く

- ・登校・下校の際には必ず殿前に於て最敬礼をなさしむ
- ・初一入学式当日、初六卒業式当日奉読せしむ

- ・奉安殿の清掃は職員毎週之を行う
 - ・初六児童をして毎日謹みて周囲を清掃せしむると共にその付近を取乱さず遊戯せざるよう注意せしむること
 - ・他校の奉安殿に対しても亦自校に於けると同様の礼法を守らしむること
 - 明治天皇行幸玉座室
 - ・歩行通過の際は停止し拝礼をなすこと
 - ・御臨幸の光栄を常に肝銘させおくこと
 - ・初一入学式、初六卒業式当日奉拝せしむること
 - ・清掃は職員にて之をなす
 - 宮城遥拝
 - ・極めて敬虔の念を以て行はしむる
 - ▽毎朝洗面後必ず行はしむる
 - 神宮遥拝
 - ・毎週月曜日朝会の際実施す
 - 国旗
 - ・意義を明かにし国旗に対する礼法及び取扱い方の指導をなすこと
 - ▽家庭に於ける国旗掲揚は成るべく児童をして行はしむること
 - 国歌
 - ・意義を明らかにし歌う時、聞く時共に敬虔の態度を持たしむること
 - 海行歌
 - ・朝会の際これを歌はしむ
 - 御尊影
 - ▽新聞雑誌等に掲載されたる皇室に関する御尊影は特にその取扱いに注意せしむること
- (▽は家庭において行わせしむるもの)

* 以下の項目略。神仏礼拝、盆の行事、家事の手伝い遊びの指導などなどに至るまで百数十項目にわたる実践指導項目がことこまかに示されている

金釦（きんぼたん）の供出

1943（昭18）年6月 開智国民学校で金釦供出（前掲『史料開智学校』16巻）

昭和18年6月23日 松本市開智国民学校校長 一志茂樹

松本市長殿

釦非常回収二伴フ代替品所用概数調の件

標記ノ件別紙ノ通り御通知申上候間然ルベク御取扱ヒ被下度願上候

	前釦	袖釦	計
1ノ1	360	132	492
2	200	70	270
3	228	184	412
・	・	・	・
・	・	・	・

6ノ1	1549	322	1871
2	881	332	1213
計	10230	3470	13700

その他に開智国民学校から供出したもの

「御聖蹟（奉安殿？）の金属供出」（門扉 窓の金物 記念碑はめ込みの銅版
周辺の鉄鎖・鉄棒） 銅像（三村寿八郎） アルミニウム（学校で使用中の
飯盒・水筒など） 滑り台 鉄棒 綱引きの引綱 ……

手塚佳子日記と開智国民学校日誌

大詔奉戴日（毎月8日）

○手塚佳子日記 — 昭和20年4月8日 日 晴

今日は大詔奉戴日だ。日曜日だけれども式だけやりに行った。朝私が顔を洗っている時に、お母さんが今日は花祭りもありますとおっしゃった。いつもなら天神でおちごの人達が舞を舞うわけですが、今年はそんなに遊んでいてはいけないのでやらなんだ。午後五時にはラジオで大本営発表があった。敵の航空母艦二隻、巡洋艦一隻、艦種ふしょう六隻、くちく（駆逐）艦一隻、ゆそう（輸送）船五隻撃沈、げきは（撃破）は戦艦三隻、巡洋艦三隻、船種ふしょう（不祥）六隻、ゆそう船七隻をげきはした。この発表をきいて私はほんとうにありがたかった。（*米軍沖縄上陸）

○開智国民学校日誌 （同日）

第四十四回大詔奉戴日 午前八時半 式後全校児童忠霊室及四柱神社参拝

警戒警報 空襲警報 — 昭和20年4月4日 7日 12日 13日・・・と記述多し

○手塚佳子日記 （4月12日 木 晴風強し）

今日の朝学校でお掃除がおわったら警戒警報のさいれんがなったので、斉藤先生にいうと早く帰りなさいとおっしゃったので、私達はすぐ帰った。家に帰って防空の用意をしているとお昼ごろ解除になったので学校へ行った。少し遊んでお掃除に取りかかった。少し立つとまた警戒警報になったのでまた家に帰った。解除になってから学校へ行った。今日は掃除の時に下駄箱を教室の前にうつした。警戒警報の時にすぐはき物を持って逃げられるようにしたのだ。今日は警戒警報が二度もあったので時（授）業がつぶれてしまった。

○開智国民学校日誌（同日 晴）

警戒警報発令 第一回 八時半 解除十一時半 第二回 午後一時 解除午後二時半・・・英霊出迎（初等四ノ二） 陸軍一等兵小林仲人（日出町出身）

— 空襲・警戒警報はどう鳴ったか （開智学校所蔵「昭和18年3月の回覧板」） —

○警戒警報

*サイレン ————— (3分連続吹鳴)

*半 鐘 ● ● — ● ● ● — ● ● ● — ● ● ● — ●

○空襲警報

*サイレン — — — — — (4秒吹鳴 8秒休止 10回連続吹鳴)

*半 鐘 ● ● — ● — ● — ● ● — ● — ● — ●

「兵発257号」通達によって、昭和18年4月1日から実施された防空訓練の伝達方式。市民へは回覧板で周知された

防空壕掘り

○手塚佳子日記 (4月17日 火 晴)

今日も学校で防空壕ほりをした。もうなからほれていた。私達は自分の番がまわってくるまで、小さな防空壕をほって遊んでいた。今日はへいたいさんの英霊を迎えたそれは六九町の坂井という家の人だ。私はほんとうにすまないとしみじみかんじた。

○開智学校日誌 (同日 晴)

英霊弔迎(初三以上) 故陸軍少尉 三村計夫殿(六九町出身) 防空壕掘りヲ為ス(第二時ヨリ) 初五以上壕掘り 初四以下石拾イ

天長節

○手塚佳子日記 (4月28日 土 晴)

今日学校で朝礼の時に明日の式(天長節=昭和天皇誕生日)の練習をした。最敬礼の練習や校長先生がおとびら(講堂の講壇背後の奉安庫)をお明けになる時の練習をしり、唱歌の練習をしたりした。

○手塚佳子日記 (4月29日 日 晴)

今日はおめでたい天長節だ。今日は今の天皇陛下がお生まれあそばされた日だ。今日は校長先生がおいでにならなかったので高津先生が代わりになってお勅語をおよみになった。

○開智学校日誌 (同日 晴)

校長長野出張(長野聯隊区司令部へ)

謹奉賀天長節 今上天皇陛下第四拾四回御誕生日

天良ク晴レ聖寿ノ万歳ヲ寿グガ如シ

一志校長昭和十九年度少年兵召募ニ関シ市教育会長トシ顕著ナル功勞ヲ樹テルヲ以テ長野聯隊区司令部ヨリ表彰サル

参考資料 『史料 開智学校 第十六 授業の実態6』から

各種少年兵志願者調ノ報告 昭和20年5月25日

松本市教育課長殿

松本市開智国民学校校長 一志茂樹

標記ノ件左記ノ通り及御報告候也

校名	高二男在席	陸軍志願者	第一次合格	第二次合格	海軍志願者	第一次合格	第二次合格	合計
開智	32	5	4	1	11	5	3	4

* 開智国民学校高等科二年在席男子の半数が志願している（させられている）

詳しくは『東々寓だより』（手塚英男個人通信）20号「奉安殿という呪縛」（2）
「国民学校校長の戦争責任 — だれも問うてはこなかった」（15・2・20）

* ある少年兵の証言 「731部隊 少年隊員の体験」 清水英夫（宮田村在住）

— 第30回平和のための信州戦争展（18・9・21~23 榎）での証言 —

731部隊にかかわる経緯

経緯は先生の推薦です。内容は知らされず、場所はハルピンとだけ聞き、ただの見習い技術員として採用されました。昭和二十年三月、国民学校高等科を卒業後三日でハルピンに向かいました。入隊は十四歳。同期は三十四名、うち伊那からは十一名でした。

（731部隊で — 人体（マルタ）実験用の細菌検査、自らも人体実験された可能性、特設監獄のマルタの死体片付け・・・ソ連参戦。自決用の拳銃と青酸カリを渡され、朝鮮半島を縦断して釜山から萩市まで移動。郷里へ。部隊での事件は一切口外してはいけないと言われ、今まで体験を語ったことはなかった。軍歴資格保証給料通帳は、証拠焼却にてありません。したがって軍人恩給はなし）

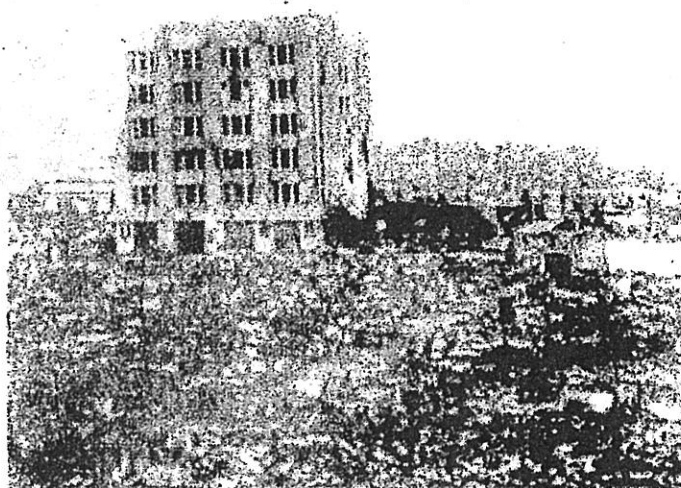
甲府空襲の実相

Q1 甲府空襲とは何ですか？

A1 アジア太平洋戦争末期の1945年7月6日、午後11時47分から翌7日午前1時35分の約2時間にわたる、アメリカ軍機B29の編隊131機による集中的な空爆の結果、大きな被害をもたらした空襲です。

Q2 この空襲で受けた被害はどのようなものでしたか？

A2 『甲府空襲の記録』（1974年）によれば死亡者1127名、負傷者1239名、被害戸数18094戸で、市街地の約65%が消失。空襲当夜、甲府の上空は厚い雲に覆われていて、飛来したB29は、1機あたり50秒足らずで次々と雲のすき間から爆弾を投下して立ち去っていきいました。もし晴天であったならば、被害はもっと大きかったと推定されます（諸星廣夫『元日航機長が語る空爆の真相』参照）。

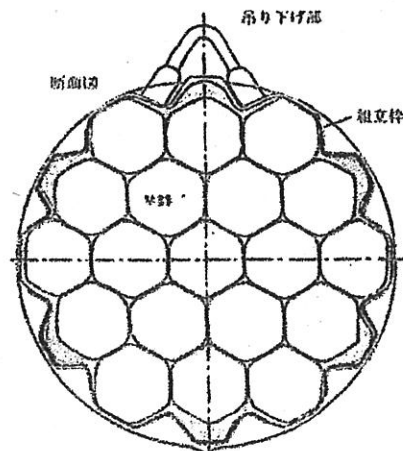
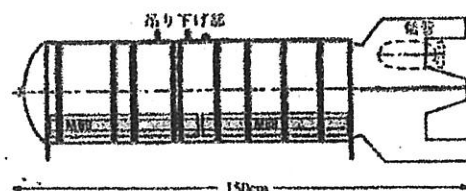


甲府市中心部一帯（岡島より撮影）

Q3 この空襲でアメリカ軍の投下した爆弾はどんなものでしたか？

A3 主に焼夷弾という爆弾が使用されました。焼夷弾は、攻撃対象を焼払うために使用され、筒の中に入っている焼夷剤を燃焼させて対象物を火災に追い込むのが目的でした。甲府空襲などに使用された「E46集束焼夷弾」は、木造の日本家屋を焼き払うため、にアメリカが研究・開発したものでした。子弹として48発のM69焼夷弾を内蔵する構造で、投下後上空700m程度でこれらが分離し、一斉に地上へ降り注ぐ仕組みになっていました。M69焼夷弾1発あたりの大きさは直径8cm・全長50cm・重量2.4kg程度で、爆弾総重量970.4tが使われました。

甲府市の塩部遺跡（現甲府工業高）から出土した焼夷弾の一部がYPMに展示されていますが、弾頭蓋だけで約30kgの重さがあります。



第6図 E46集束焼夷弾

御真影・教育勅語の疎開 そして敗戦

— 1945 (昭和20) 年 開智国民学校日誌から —

7月6日 金 ～ 7日 土 甲府大空襲 (七夕空襲と呼ばれる)

甲府の市街地が焼野原となり、1127人の市民が死亡

7月18日 木 晴 一志茂樹校長 次は松本と「甲府へ戦災後ノ状況視察ノタメ出張」

7月28日 土 晴 「御真影及勅語謄本奉遷 東筑、筑摩地村国民学校へ校長奉護シテ同地へ行カル」

(貼付) 一志校長松本駅発午後三時二十八分ノ列車ノ二等室ニ乗り、御真影並勅語謄本・・・ヲ奉安シ・・・小野駅ニ向フ・・・小野駅御着後小野神社ノ唐櫃 (からびつ) ニ奉安シテ 筑摩地村青年学校生徒四名ニテ吊担キ奉ツリテ・・・筑摩地国民学校ニ御安着ス

(一志校長は) 毎週金曜日ニハ筑摩地校ニ赴キ御真影並勅語ヲ奉伺スルコト

8月15日 水 晴

〔記事〕 一、昭和十六年十二月以来約三年八ヶ月ニ亘ル大東亜戦争ニ対シ遂ニ終決の聖断下ル。本日正午ヲ期シ 天皇陛下ニ於オカセラレハ全国ニ向ッテラヂオヲ以テ親シク「大戦終決ノ玉音放送」ヲ遊バサル。 聖慮高遠唯々 (ただただ) 畏 (おそれおお) シ極ミナリ。全職員参集職員室ニテ・・・御放送ヲ拝聴ス。全職員唯 (ただ) 事ノ余マリノ意外ナルト悲痛至極ナル終決ニ慟哭ス 噫 (ああ) 万事ハ終レリ 我等只々 (ただただ) 言フベキ言葉ヲ知ラズ

8月16日 金 晴 17日 土 晴 18日 日 晴

特記スベキコトナシ 植樹給水

8月24日 金 晴

一志校長 御真影奉伺ノ為メ筑摩地国民学校へ出張

9月24日 月 晴

一志校長 筑摩地国民学校へ御真影奉遷ノタメ出張 午後二時御真影を奉遷シテ帰校サル

12月21日 金 晴 一志校長 (54歳) に12月25日を以て退職の辞令

1946 (昭和21) 年

1月8日 火

第一時 御真影 奉遷式 (矢口校長)

1月9日 水

午前九時半 御真影奉遷ノタメ本町ノ門ヨリ五年以上並ビ御送りスル

教育基本法新旧対照表

新教育基本法全文と解説 坂田 仰
2013 (株)教育出版研究所

新	旧
我々日本国民は、たゆまぬ努力によつて築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。 ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。 第一章 教育の目的及び理念 (教育の目的) 第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的	われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。 われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。 ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。 第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、

排除・失効の国会決議

■教育勅語等排除に関する決議

(一九四八年〈昭和二十三年〉六月一九日衆議院本会議)

民主平和国家として世界史的建設途上にあるわが国の現実、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜はりたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従来の行政上の措置が不十分であつたためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事實は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

■教育勅語等の失効確認に関する決議

(一九四八年〈昭和二十三年〉六月一九日参議院本会議)

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおこそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。

右決議する。

この冊子をまとめるに当たっての参考文献

紙芝居「はじめに」に掲げた文献を除く

- (1)『重要文化財旧開智学校』 同管理事務所 2009・3・31
- (2)『開智学校の教育』（重要文化財旧開智学校校舎開校50周年記念） 同管理事務所 2015・11・1
- (3)『御真影と学校 「奉護」の変容』 小野雅章 東京大学出版会 2014・12・25初版
- (4)『近代天皇制から象徴天皇制へ』 河西秀哉 吉田書店 2018・2・25初版
- (5)『教育勅語を読んだことのないあなたへ ― なぜ何度も話題になるのか』
佐藤広美＋藤森 毅 新日本出版社 2017・12・20初版

奉安殿に納められていたもの

- 御真影（天皇・皇后の写真） 明治22年開智学校に下付
- 教育勅語（謄本） 明治24年下賜
- 小学校教員に賜はりたる勅語
- 教育者に対し下し賜はりたる勅語
- 青少年学徒に賜はりたる勅語
- 学制発布七十周年に際し下し賜はりたる勅語
- 米国及び英国に対する宣戦の詔書